御所市介護認定審査会ペーパレス会議システムの利用に伴う

タブレット導入仕様書

1 業務名

介護認定審査会タブレット導入業務(以下「本業務」という。)

2 業務の目的

本業務は、御所市介護認定審査会において、ペーパレス会議システム利用にともないタブレット端末を導入し、文書の登録、閲覧、審査会運営等の円滑化と、ペーパレス化による用紙類や印刷費、作業時間等の削減のほか、地域等での審査活動時に活用するなど、審査会運営の効率化、審査活動の活性化を図ることを目的とする。

3 調達範囲

本業務における調達範囲は以下の項目とし、これらを一括して提案するものとする。

(1) タブレット端末本体

(2) 付属品(タブレットカバー、タッチペン、タブレット用フィルム)

(3) データ通信サービス

(4) MDM

4 契約期間

(1) 初期導入業務

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(2) データ通信、MDM の使用期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

5 本業務に係る費用の算出

本業務の費用については、以下の区分で算出すること。

なお、運用費用については、(2)②の費用は月単位での算出とする。

(1)初期導入費用

① タブレット端末の初期設定費用

② タブレットカバー及びタッチペン等の付属品の購入費用

③ その他導入に必要な費用

(2)運用費用

② 通信サービス利用料(データ通信サービス)及び MDM 利用料

6 調達要件

(1)タブレット端末、付属品

下記にて調達する機器及び付属品等についてはすべて未使用・新品であること。

① タブレット端末 18台(SIM ありで通信キャリアを利用できるモデル)

・契約形態　買取

費用の請求は、初期費用として一括請求とすること。

・機種　Apple 社製 iPad Air(M4 搭載以上)SIM あり 3GB

・画面サイズ 13 インチ以上

・容量　128GB以上

・端末の色　色は可能な限り同一色とすること。

・電源　電源アダプタ及びケーブルが付属されていること。

② 充電式タッチペン18本

・契約形態　買取

・Apple Pencil(納入するタブレット端末に対応するもの)

③ タブレット保護ケース 18個

・契約形態　買取

・納入するタブレット端末に対応しスタンド機能のあるもの。

④ iPad 保護フィルム 18個

・契約形態　買取

・納入するタブレット端末に対応しているもの。またペンシルが問題なく使用できること。

※上記の機器について同等品は不可

(2)補償について

調達するタブレット端末においては以下の条件で補償を付与すること。

・買取端末や付属品については通常のメーカー補償の範囲において補償をすること。

(2)データ通信サービス

① データ通信サービス

・タブレット端末で利用可能なデータ通信サービスを 5G または4G 回線で提供すること。

・データ通信については、1ヶ月あたり1台に対して 3GB の通信が行えること。

なお、3GB までは通信速度が制限されないこと。

・無料データ通信量が契約上限を超えた場合、容量追加に係る費用を支払うことで、速度制限の解除が行えること。

② Web 明細サービス

・回線毎の使用データ量(日単位、月単位)、請求金額をシステムで閲覧できること。

・使用データ量及び請求金額は、CSV 等の電子データとして抽出が可能であること。

(3)タブレット端末の初期設定

・初期設定に必要な事項は、本市と協議の上、決定すること。
・作業前に本市と事前に協議し、設定仕様書、及び管理台帳を作成すること。
・管理番号や、本市が指定する情報をタブレット端末にラベル貼付すること。
・調達したフィルムについて貼付した状態で納品すること。
・必要に応じて AppleID の取得、設定を実施すること。取得の要否については初期設定の際の協議によって判断することとし、ID やパスワードについては本市と協議すること。
・その他、初期設定に必要な作業について可能な限り、本市にて実施支援をすること。

(4)MDM の仕様

① MDMは日本製であること。
② 利用にあたって必要な管理者アカウントの設定および構築を行うこと。
③ Apple Business を利用する場合にはアカウント設定等の支援をすること。
④ 本市が指定する機能制限設定の配布が行えること。
⑤ 本市が指定するアプリケーションの配布を行えること。
⑥ タブレットに対し、管理者自らが回線利用停止・遠隔ロック・遠隔初期化できる機能、遠隔でアプリケーションをインストールおよびアンインストールできる機能を有すること 。
⑦ 端末の本体機能を制御できる機能(未許可アプリケーションのインストール禁止、アプリケーションの削除禁止)を有すること。
⑧ タブレット端末の位置情報を収集できること。
⑨ 専用のサポートデスクを設置し、本市からの操作方法などの問い合わせを受け付ける体制を持つこと。問い合わせ時間は平日日中帯(10 時～17時)とし基本的に電話受付とすること。
⑩ その他、本市が希望した制限等の設定を支援すること。

(5)その他

端末の紛失時において、遠隔で回線停止ができる体制を持つこと。本市からの申告においては 24 時間 365 日の受付をすること。

(6)支払方法

①タブレット端末の端末費用については初期費用として一括支払いとする。
②ペンシル、タブレットケース、キーボード、保護ケースについては一括支払いとする。
③通信費の利用料にはユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料が含まれるものとし、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の変動に伴う、通信費の月額料金に変動がないこと。

(7)タブレット端末及びシステムの納品

①運用開始は、令和9年3月とし、初期設定作業等に要する期間を考慮し、市担当者と相談のうえ納品日を決定する。

②納品の際は、発注者が指示した初期設定内容その他設定内容がわかる納品書を提出すること。
③不要な梱包材は引き取り及び処分を行うこと。
④機器の搬入の際、安全管理について市担当者と十分に協議し、事故のないよう注意すること。
⑤原則として仕様書上の日程従い業務を実施すること。ただし落札後、世界情勢や半導体不足等の予期し得ない事態が発生したことに伴い、契約の履行遅延が発生した場合は、真にやむを得ない場合に限り、本市と受託者で協議を行い、完了期限及び履行期間変更等への判断を行うものとする。

(8)その他

① 県内に受託者の本社及び事業所もしくはグループ会社の事業所が存在し、緊急を要する事案が発生した際には、該当事業所の職員が駆けつけることが可能な体制を構築すること。
② 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上 、決定するものとする。